

岩手県退隠料等条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

岩手県退隠料等条例等の一部を改正する条例

(岩手県退隠料等条例の一部改正)

第1条 岩手県退隠料等条例（昭和23年岩手県条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 第11条 [略]	附 則 第11条 [略] 第12条 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により行方不明となった者の生死が3月間分からない場合又はその者の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の死亡に係る退隠料等の支給に関する規定の適用については、平成23年3月11日に、その者は、死亡したものと推定する。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～26 [略]	附 則 1～26 [略] 27 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により行方不明となった職員の生死が3月間分からない場合又は当該職員の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の規定の適用については、平成23年3月11日に、当該職員は、死亡したものと推定する。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～22 [略]	附 則 1～22 [略] 23 <u>岩手県退職料等条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第52号）による改正後の職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の規定の適用について平成23年3月11日に死亡したものと推定された職員に対するこの条例の規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～25 [略]	附 則 1～25 [略] 26 <u>岩手県退職料等条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第52号）による改正後の職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の規定の適用について平成23年3月11日に死亡したものと推定された職員に対するこの条例の規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。	附 則 <u>1</u> この条例は、昭和35年4月1日から施行する。 <u>2</u> 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により行方不明となった職員の

生死が3月間分からない場合又は当該職員の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の規定の適用については、平成23年3月11日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第6条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年岩手県条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 [略]	附 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 [略] <u>(死亡に係る補償に関する規定の適用の特例)</u> 第6条 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により行方不明となった職員の生死が3月間分からない場合又は当該職員の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の死亡に係る補償に関する規定の適用については、平成23年3月11日に、当該職員は、死亡したものと推定する。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。